

## 募集 地域版・公共施設タウンミーティング

今後の公共施設の基本的な考え方や個別施設の方向性などを具体的に整理した「三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針(案)」を公表し、皆さんからのご意見を募集(パブリックコメント)しています。公共施設の現状、公共施設マネジメントの必要性や地域内の個別の公共施設の方向性を、地域の皆さんと意見交換する「地域版・公共施設タウンミーティング」を開催しますので、ご参加ください。

日時	対象地域	開催場所	手話・要約・一時保育 申込締切日	各地域の主な個別施設の方向性(案)	
				廃止・売却など	一定条件のもと存続
6月10日(日) 13時30分～16時	フラワータウン・ウッド タウン・カルチャータウン	フラワータウン 市民センター	5月25日(金)	フラワータウン駅前 倉庫	
6月23日(土) 14時30分～17時	広野	広野市民セン ター	6月8日(金)	淡路風車の丘、青野ダ ム記念館	
7月7日(土) 10時～12時30分	三輪北部・小野・高平	高平ふるさと交 流センター	6月22日(金)		高平ふるさと交流センター多目 的ホール、野外活動センター
7月8日(日) 10時～12時30分	藍・本庄	本庄ふれあいセ ンター	6月22日(金)	陶芸館・新陶芸館、大 畑住宅、東山住宅	トータルライフ向上センター、 ふれあいプール
7月28日(土) 9時30分～12時	三田・三輪南部	さんだ市民セン ター	7月13日(金)	青少年育成センター、 桑原住宅	旧中央公民館分室、歴史資料収 蔵庫

※各対象地域内にある施設を中心とした意見交換会となりますので、お住まいの地域に限らず、興味のある施設の地域にご参加いただけます。対象地域以外の施設についても意見交換を行う時間を設けます。※小中学校・幼稚園、市民病院、総合文化センター、クリーンセンター、ガラス工芸館は、別の手法で施設のあり方を検討するため、意見交換の対象外としています。

### 申し込み・問い合わせ＝

公共施設マネジメント推進課(559-5113 FAX 559-1254 eメール shisetsu\_manage@city.sanda.lg.jp)  
※事前申込は不要です。手話通訳、要約筆記、一時保育(1歳～就学前児)が必要な人は、各日時の申込締切日までにご連絡ください。



## 6月4日～10日は『歯と口の健康週間』です

### 【歯の日のつどい】

近年、歯周病は糖尿病や動脈硬化などの全身疾患に関わることが分かってきました。歯科医師や歯科衛生士と一緒に口と口の健康を保つ方法を楽しんで学びましょう。全て無料。どなたでもお越しください。

実施日＝6月3日(日)

会場＝総合福祉保健センター1階 相談室・多目的ホール

※申し込み不要

内容＝

- ① 歯科無料相談：9時30分～11時30分(相談室)
  - ② 歯科医師による健康セミナー『口からはじめる健康づくり』
  - ③ 歯科衛生士による講話『自宅でできるお口チェック方法を学ぼう』
- ※②③ 10時30分～12時(多目的ホール)



問い合わせ＝三田市身体障害者福祉協議会(559-6366 FAX 兼用)

### 【歯科無料相談】

三田市歯科医師会会員の各診療所で無料相談を行います。

期間＝6月4日(月)～9日(土)

申し込み・問い合わせ＝直接、各歯科診療所まで ※相談実施診療所については、歯科医師会ホームページで確認または下記まで

### 【8020 表彰者の募集】

「80歳で20本の歯を残そう」を生涯の健康目標とする8020(ハチマルニイマル)運動の一環として、自分の歯が20本以上ある80歳以上の人を表彰します。表彰は11月25日(日)『いい歯の日フェア』で行います。

応募期間＝6月1日～30日

対象＝自分の歯が20本以上ある昭和14年4月1日以前生まれの三田市民(昨年応募した人も再度応募可能)

応募方法＝三田市歯科医師会会員の診療所で口腔の健診(無料)をご受診ください。自薦・他薦は問いません。

問い合わせ＝健康増進課(559-6155 FAX 559-5705)

## 30・31年度 後期高齢者医療制度の保険料率が決定

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます

### ■保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

### ■保険料率の比較

	所得割率	均等割額	賦課限度額
30・31年度	10.17%	48,855円	62万円
28・29年度	10.17%	48,297円	57万円

### ■保険料の計算方法(30・31年度)

年間の保険料は一人一人が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額 被保険者 一人当たり 48,855円	+	所得割額 (総所得金額等※ - 33万円) × 所得割率 10.17%	=	保険料額(年額) (上限 62万円)
----------------------------------	---	---	---	-----------------------

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、社会保険料控除・扶養控除等の所得控除は含みません。)

### ■被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、均等割額が軽減特例措置により29年度は7割軽減されましたが、制度の見直しにより30年度は5割軽減され、年額24,427円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象にはなりません。※均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)に該当する人は、それぞれの軽減割合が適用されます。



### ■所得の低い人の軽減

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の29年中の総所得金額等が一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が 次の基準以下の世帯	軽減割合 (軽減後均等割額：年額)
基礎控除額(33万円) 被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割(注1)(4,885円)
上記以外	8.5割(注1)(7,328円)
基礎控除額(33万円)+27.5万円(注2) ×被保険者数	5割(24,427円)
基礎控除額(33万円)+50万円(注3) ×被保険者数	2割(39,084円)

注1)本来は7割軽減ですが、特例措置により9割または8.5割軽減となります。

注2)29年度の27万円から拡大されました。

注3)29年度の49万円から拡大されました。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

※所得割額の軽減特例措置は、29年度は2割軽減でしたが、制度の見直しにより30年度は廃止されました。

### ◆お知らせ◆

65～74歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度を選択された人は、後期保険料・国保税の金額や、各制度(窓口負担や給付申請手続き等)の違いを比較検討のうえ、再度、国民健康保険に加入し直すことができます。手続きには申請が必要となりますので、詳しくは国保医療課へお問い合わせください。

問い合わせ＝国保医療課(559-5050 FAX 559-2636)

兵庫県後期高齢者医療広域連合 コールセンター(078-326-2021)